

営繕工事における各種取組について

令和7年度
関東地方整備局営繕部

次 第

- I. 令和6年度 営繕工事における入札・契約の状況
- II. 営繕工事における働き方改革の主な取組
- III. 営繕工事における円滑な施工確保に向けた取組

I. 令和6年度 営繕工事における入札・契約の状況

工種	工事 規模	発注 等級	発注件数(発注手続き回数)ベース										工種別 等級別 不調・不落発生率			
			発注件数		落札		不調			不落 (予定価格超過)						
							参加申請者 なし	全者辞退/資 格なし	入札無効(施 工体制ヒアリン グ辞退含)							
建築	WTO	WTO	19	3	15	1	2		1	2	1	66.7%	21.1%			
	B	B+A										0.0%				
		B		2		2										
		B+C		1		1										
	C	C+B+A														18.2%
		C+B		9		7			1		1					
		C		1		1										
		C+D		1		1										
D	D+C								0.0%							
	D	2	2													
電気	WTO	WTO	9	2	6	1	3	1		0		20.0%	33.3%			
	A	A		3		3										
		A+B		2		2										
		B+A														
	B	B														0.0%
		B+C														
		C+B		2		0		1	1			100.0%				
		C														
暖冷房 衛生	WTO	WTO	10	2	7	2	2			1		0.0%	30.0%			
	A	A		1		1						0.0%				
		A+B		1		1										
		B+A		4		3					1	25.0%				
	B	B														
		B+C														
		C+B		1		0		1				100.0%				
		C		1		0		1								
機械(EV)			6	1	3	3			2			83.3%				
小計			44	29		7	3	0	5	発注件数ベース 不調不落発生率 34.1%						
合 計						10										

※ 発注件数は、発注手続きをした延べ件数(同じ工事で複数回手続きをしたものは複数として計上)
令和6年4月1日以降に、契約が成立した案件、不調不落が確定した案件で整理

【参考】前年度(令和5年度)同時期の不調・不落発生率：16.7% (= 8 / 48)

II. 営繕工事における働き方改革の主な取組

官庁営繕事業における働き方改革の取組をパッケージ化して推進

適正な工期設定・施工時期等の平準化

適正な工期設定等	○ 適正な工期・履行期間の確保（必要な工期・履行期間の延期を含む） ・「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」 ・「建築工事適正工期算定プログラム（日建連）」の活用 ・「働き方改革に配慮した公共建築設計業務委託のためのガイドライン」 ○ 各工程の施工期間の確保（概成工期の発注時設定、実施工程表等による発注者（監督職員）の確認） ○ 猛暑による作業不能日数を考慮した工期設定
週休2日の推進	○ 「公共建築工事標準仕様書」において原則週休2日を規定 ○ 「完全週休2日」の確保に向けた週休2日促進工事 ○ 工事・業務における現場環境改善（ウィークリースタンスの取組）
施工時期等の平準化	○ 適正な工期・履行期間の確保とともに、完成・完了時期を分散 ・債務負担行為の積極的活用 ・余裕期間制度の積極的活用

必要経費へのしわ寄せ防止の徹底

予定価格の適正な設定等	○ 「営繕積算方式」による予定価格の適正な設定 ・実勢価格や現場実態の的確な反映 ・工事規模・工期を踏まえた共通費等の算定 ○ 施工条件の変更に伴う適切な設計変更 ○ 物価変動等に伴うスライド条項の適切な運用
-------------	--

生産性向上

ICTの積極的な活用等	○ 生産性向上技術の活用 ・官庁営繕事業における一貫したBIM活用（EIR（発注者情報要件）の適用（新営設計・工事）、BIMデータを活用した積算業務の試行） ・情報共有システムの活用、建設現場の遠隔臨場、デジタル工事写真の黒板情報電子化、ICT建築土工 等 ○ 工事の発注時・完成時における評価による生産性向上技術の導入促進
書類の効率化	○ 工事関係書類の削減、省略・集約可能な書類の明確化、工事関係書類データ入力支援ツールの提供 ○ 押印・署名廃止、原則電子による提出に一本化 ○ 国の統一基準として工事関係書類の標準書式を制定
関係者間調整の円滑化	○ 設計業務の発注における設計条件の明示 ○ 適切な設計図書への作成に向けた取組み（設計業務プロセス管理、施工条件の確認等） ○ 設計業務受注者から工事受注者等への遅滞ない設計意図伝達（期限遵守を契約図書に明記） ○ 関連する工事間での納まり等の調整を効率化（「総合図作成ガイドライン（土会連合会）」、BIMの活用） ○ 関係者間の情報共有や検討を迅速化（会議の早期開催、情報共有システムの活用等）

公共建築の工事・設計業務の受発注者への普及促進

第三次・担い手3法※(令和6年改正)等を踏まえ、国土交通省の直轄営繕事業において、令和7年度より下記のとおり取組を拡充し、働き方改革をより一層推進する。

※品確法・建設業法・入契法の一体的改正

完全週休2日の確保

- 「週休2日促進工事」において、「完全週休2日」の確保に向けた取組を推進。
(原則、土日を現場閉所日。ただし、協議により代替曜日への変更可。)
- 週休2日の取組状況に応じて労務費を補正。
加えて、完全週休2日を達成する場合は現場管理費についても補正。

働き方改革、生産性向上に配慮した仕様書の適用

- 令和7年4月1日より適用する「公共建築工事標準仕様書」等に次の規定を追加。
 - ・受発注者間の円滑な工期変更の協議のため、受注者の責によらない事由が生じ全体工期に影響を及ぼす場合は、監督職員に報告。
 - ・情報共有システムによる書面の提出等や遠隔臨場による情報通信技術の活用。

関係者間調整の更なる円滑化に向けた取組の確実な推進

- 「営繕工事の生産性向上に向けた関係者間調整※の円滑化のために営繕事業の各段階において発注者として実施する事項」(令和5年3月)について、特に設計に関する取組についての理解を深めるための事例解説を作成。(令和7年3月)
- これを参照しつつ、更なる生産性向上に向けて、関係者間調整の円滑化への取組を引き続き推進。

※発注者、設計者、工事監理者、工事受注者、施設管理者等の多様な関係者間での調整

建設業の働き方改革に考慮した工期の設定

- 公共建築分野の発注者が連携して建設業の働き方改革を推進するために取りまとめた「公共建築工事における工期設定の基本的な考え方」について、建設業団体等にも意見を求めつつ、各省各庁及び地方公共団体とともに見直し。(令和7年7月予定)

- 小規模工事を主な対象とし、**営繕工事における円滑な施工確保のための取組み**を継続的に実施。
(H25年10月以降、順次取組を強化。これらの取組を継続、必要な改善・工夫。)

課題及びご意見等	円滑な施工確保のための取組み	今後の継続的な取組
参加要件が整わない - 技術者配置や職人確保が困難 - 直轄工事の実績がない - 年度末に工期が集中	(1) 適正な参加要件と工期設定 - 必要最低限の参加要件(工事実績等)設定(緩和) - 適切な等級と地域要件の設定(拡大) - 工事成績相互利用型総合評価方式の採用 - 適正な工期設定と施工時期の平準化 - 賃上げを実施する企業に対する加点措置	1. 発注規模の適正化 2. 適正工期の設定 3. 平準化を考慮した発注計画
実勢価格の反映 - 実勢価格と乖離 - 現場条件等に応じた積算 - 他工種が多い工事の積算 - 設計変更の透明性と公平性	(2) 現場条件や実勢価格を反映した積算(営繕積算方式) - 取引実態をふまえた積算 「見積活用方式」の試行 - 共通費積上げ工夫と工期連動型共通費算定 - 積算数量の明確化と協議の円滑化 - インフレスライド等の確実な対応	4. 「営繕積算方式」の普及・周知 5. 適切な設計変更
施工時の負担が大きい - 条件明示が不足、不明瞭 - 工事書類が煩雑 - 改修等における施工手間 - 潜在リスクの低減 - 適切な変更協議の実施	(3) 工事管理の効率化 - 分かりやすい施工条件明示 - 工事関係図書等の効率化 - 必要な設計変更等の措置	6. 工事関係図書等の効率化の継続的实施 7. 入札手続きの効率化
応札時の負担軽減 - 積極的な情報発信と提供の工夫 - 発注情報のきめ細かい公表 - 入札時の提出書類簡素化	(4) 入札時の負担軽減、情報提供の工夫 - 発注予定情報の提供の工夫(HP、RSS、メール配信) - 工事内容、施工条件を分かりやすく伝える工夫(公告時に工事概要書の参考配布)	8. 発注情報の早期提供 9. 発注者間の連携強化と支援
地方公共団体等への周知 担い手不足、入職しやすい環境作り	- 公共相談窓口の活用、会議等による情報発信 - 担い手の中長期的な育成・確保のための取組み	10. 将来の担い手育成